

農業共同利用施設省エネルギー化緊急対策事業実施要領

制定 令和6年1月10日

一部改正 令和6年7月4日

第1 趣旨

農業共同利用施設省エネルギー化緊急対策事業の実施については、農業共同利用施設省エネルギー化緊急対策事業費補助金交付要綱（令和6年1月10日付け農園第402号岩手県農林水産部長通知）に定めるもののほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 事業の実施等

1 事業実施計画の作成及び承認

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画書（様式第1号）を作成の上、様式第2号により広域振興局長（以下「局長」という。）に提出するものとする。
- (2) 局長は、(1)により各事業実施主体から提出された事業実施計画書（様式第1号）について、必要な指導・調整を行い、様式第3号により、事業実施計画総括表（様式第4号）を作成の上、事業実施計画書（様式第1号）とともに、農林水産部長（以下「部長」という。）に提出するものとする。
- (3) 部長は、(2)の届出を受理したときは、書類の内容を審査し、計画の内容が適切と判断される場合は、様式第5号により、局長に対して事業実施計画の承認を通知する。
- (4) 局長は、(3)での承認を受けて、様式第6号により、事業実施主体に対して事業実施計画の承認を通知する。

2 事業の着手

- (1) 事業の実施については、本事業に係る補助金について岩手県補助金交付規則に定める交付の決定（以下「交付決定」という。）があった後に着手するものとする。
ただし、事業計画の承認があった事業であり、地域の実情に応じ、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があるため、事業実施主体が交付決定前に事業に着手しなければならない場合にあっては、農業共同利用施設省エネルギー化緊急対策事業の補助金交付決定前着手届（様式第7号）を局長に提出するものとする。
- (2) 局長は、(1)の届出を受理したときは、農業共同利用施設省エネルギー化緊急対策事業の補助金交付決定前着手届（様式第8号）により、部長に報告するものとする。
- (3) (1)の規定により、交付決定前に着手した事業については、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任に帰する。
また、交付決定を受けるまでの間は、計画変更事務処理は行わないこととすることから、着手する必要性を十分に検討した上で、適正な実施に努めるものとする。

3 事業実施計画の変更

- 事業実施計画の重要な変更は、次に掲げる変更とし、変更しようとする場合は1に準じるものとする。
- (1) 事業実施主体における事業費の30%を超える増又は補助金の増、若しくは事業費又は補助金の30%を超える減
 - (2) 事業の中止又は廃止
 - (3) 事業実施主体の変更

第3 事業実績の報告及び評価

- 1 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度における事業実施状況を当該年度の翌年度の7月末までに、実績報告書(様式第1号)を作成の上、様式第9号により局長に報告するものとする。
- 2 局長は、各事業実施主体からの実績報告を様式第10号により、当該年度の翌年度の8月末までに部長に報告するものとする。
- 3 1及び2の報告は、事業実施後3年間とする。
ただし、目標年度前に事業実施計画の目標を達成した場合は、翌年度以降の報告を求めないことができるものとする。
また、事業実施計画の目標を達成していない場合は、継続して報告を求めることができるものとする。
- 4 局長及び部長は、特に必要と認めた場合には、事業実施主体に対して実施状況を明らかにするために、関係帳簿その他必要な書類の調査を行うことができるものとする。

第4 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年1月10日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年7月4日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農業共同利用施設省エネルギー化緊急対策事業実施要領第2の規定により提出された事業実施計画書は、改正後の農業共同利用施設省エネルギー化緊急対策事業実施要領第2の規定により提出された事業実施計画書とみなす。
- 3 この通知による改正前の農業共同利用施設省エネルギー化緊急対策事業実施要領に基づき実施した事業の事業実績の報告及び評価は、改正後の農業共同利用施設省エネルギー化緊急対策事業実施要領第3に基づき行うこととする。